(2)　画像診断管理加算2の施設基準
イ　放射線科を標榜している病院であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関において実施されるすべての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、ロに規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。
ニ　当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、ロに規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治医に報告されていること。
二　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、核医学診断及びコンピューター断層診断の施設基準
(1)　送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　受信側
イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。
ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三　ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の施設基準
(1)　ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影に係る診療料を算定するための施設基準
イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。
ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　(1)のロに掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該断層撮影機器の使用症例数の一定割合以上であること。
ロ　特定機能病院、がん診療連携の拠点となる病院又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であること。
四　CT撮影及びMRI撮影の施設基準
当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
五　冠動脈CT撮影加算及び心臓MRI撮影加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
(2)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(3)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。
五の二　外傷全身CT加算の施設基準
(1)　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること。
(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
(3)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(4)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六　歯科点数表第2章第4部画像診断通則第6号に規定する加算の施設基準
(1)　歯科点数表区分番号A000に掲げる初診料の注2の届出を行った病院である保険医療機関であること。
(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。
(3)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
七　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療に係るものに限る。）及び基本的エックス線診断料（歯科診療に係るものに限る。）の施設基準
(1)　送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　受信側
イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。
ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。
第七　投薬
一　処方料及び処方せん料に規定する疾患
分類表に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病
二　処方料及び処方せん料に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準
抗悪性腫瘍剤処方管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
第八　注射
一　外来化学療法加算の施設基準
(1)　外来化学療法を行う体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。
(2)　外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。
二　中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する対象患者
別表第九の二の二に掲げる者
三　無菌製剤処理料の施設基準等
(1)　無菌製剤処理料の施設基準
イ　病院であること。
ロ　無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。
ハ　無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　無菌製剤処理料の対象患者
イ　無菌製剤処理料1の対象患者
悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細胞毒性を有するものに関し、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入又は点滴注射が行われる患者
ロ　無菌製剤処理料2の対象患者
動脈注射若しくは点滴注射が行われる入院中の患者であって次の①から③までに掲げるもの又は中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルによる中心静脈栄養が行われる患者
①　無菌治療室管理加算を算定する患者
②　HIV感染者療養環境特別加算を算定する患者
③　①又は②に準ずる患者